

周知依頼

1 件目

経済産業省文化創造産業課です。

消費者庁より公益通報者保護法の改正について案内が参りましたのでご連絡させていただきました。

本改正によって、行政機関を含む事業者における労働者等に対する公益通報対応体制の周知義務、通報妨害や通報者探索の禁止、公益通報を理由とした解雇・懲戒（分限免職・懲戒処分）をした場合の刑事罰の導入等が実施されます。

公益通報者保護制度への適切な対応のため、関係者への周知、体制整備等のご協力よろしくお願ひいたします。

また、御希望に応じ、消費者庁の職員を講師として派遣していただき、説明会を実施していただきますので、御希望がある場合は消費者庁担当者までご連絡いただけますと幸いです。

詳細につきましては、添付資料に記載しておりますので、ご確認いただけますと幸いです。

お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願ひ申し上げます。

添付資料

1. <https://kinkid-s.jp/news/2026.1.13-2.pdf>
2. <https://kinkid-s.jp/news/2026.1.13-3.pdf>

経済産業省 文化創造産業課

2 件目

経済産業省文化創造産業課の倉持と申します。

このたび、公正取引委員会及び中小企業庁の共催により、「中小受託取引適正化法（取適法）・受託中小企業振興法（振興法）」の説明会が開催されますので、御案内申し上げます。

併せて、今般の法改正に伴い労務費転嫁指針も改正されました。本説明会では、その概要についてもご説明いたします。

※（労務費転嫁指針）<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

<背景>

令和7年5月16日の通常国会において、下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日に施行されました。

今回の改正により、新たな規制や措置が導入され、従来は適用対象外であった事業者や取引内容が、適用対象となる場合があります。

<説明会の概要>

○主催：公正取引委員会・中小企業庁

○内容：

- ・取適法・振興法改正のポイント（過去開催分と同様の内容です）
- ・労務費転嫁指針の改正概要

詳細は、添付の案内文をご確認ください。

<御依頼事項>

貴団体におかれましては、会員企業の皆様へ、説明会の開催及び労務費転嫁指針改正の旨の周知にご協力いただけますと幸いです。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<御参考>

(解説動画) <https://youtu.be/jckOTG0f9uQ>

(ガイドブック) <https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

(リーフレット) [https://www.jftc.go.jp/file/toriteki\\_leaflet.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)

(労務費転嫁指針) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

こちらの説明会について何か御不明な点がありましたら、担当課であります、中小企業庁取引課（03-3501-1669）まで遠慮なくお尋ねください。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2026.1.13-4.pdf>

△□○-----

経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課（総括・書店振興PT）

倉持 康文（Kuramochi Yasufumi）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 別館 9 階 901

携帯電話(個人)：050-3092-5459

文化創造産業課直通：03-3501-1750

MAIL : [kuramochi-yasufumi@meti.go.jp](mailto:kuramochi-yasufumi@meti.go.jp)

○METI Journal ONLINE ~今どきの本屋の話~

<https://journal.meti.go.jp/honya/page/2/>

